

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

○東京都組織規程の一部を改正する規則……………(総務局人事部調査課)…一

○白鬚東都有駐車場の貸付けに関する規則の一部を改正する規則……………(都市整備局市街地整備部管理課)…一

### 告示

○不健全図書類の指定……………(都民安全推進本部総合推進部若年支援課)…二

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…二

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)…三

○港湾施設の臨時休場……………(港湾局港湾経営部経営課)…四

### 告示(労)

○地方公営企業等の労働関係に関する法律による労働組合について、職員のうち労働組合法に規定する者の範囲……………四

### 告示(交)

○東京都乗合自動車IC一日乗車券の発売等に関する規程の旅客運賃の特例……………五

○東京都地下高速電車記念一日乗車券の発売……………五

### 公告

○開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…六

## 規則

東京都組織規程の一部を改正する規則を公布する。

令和元年七月十二日

東京都知事 小池 百合子

### ●東京都規則第四十三号

東京都組織規程の一部を改正する規則

東京都組織規程(昭和二十七年東京都規則第百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の表高齢社会対策部の部介護保険課の項第七号中「及び指定居宅介護支援事業者」を削る。

別表三 六の部(六)の項中「立川市曙町三丁目七番十号」を「国立市富士見台二丁目一番地の一」に改める。

### 附則

この規則は、令和元年七月十六日から施行する。ただし、第二十六条の表の改正規程は、公布の日から施行する。

白鬚東都有駐車場の貸付けに関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年七月十二日

東京都知事 小池 百合子

### ●東京都規則第四十四号

白鬚東都有駐車場の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

白鬚東都有駐車場の貸付けに関する規則(昭和五十七年東京都規則第七十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「東京都白鬚東第一駐車場、」を削る。

別表第一東京都白鬚東第一駐車場の項を削り、同表東京都白鬚東第二駐車場の項位置の欄を次のように改める。

墨田区堤通二丁目七番十二号

別表第二東京都白鬚東第一駐車場の項を削る。

附則  
この規則は、公布の日から施行する。

### 告示

#### ●東京都告示第二百二十号

東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和三十九年東京都条例第百八十一号）第八條第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

令和元年七月十二日

東京都知事 小 池 百合子

#### 図書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四二九二	書籍	DAISY COMICS ごちそうさま、ヴァー ジンチェリー 株式会社英和出版社	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
四二九三	書籍	G i l i s h C o m P L A Y M A T E 株式会社Jパブリッシング	同右

#### ●東京都告示第二百二十一号

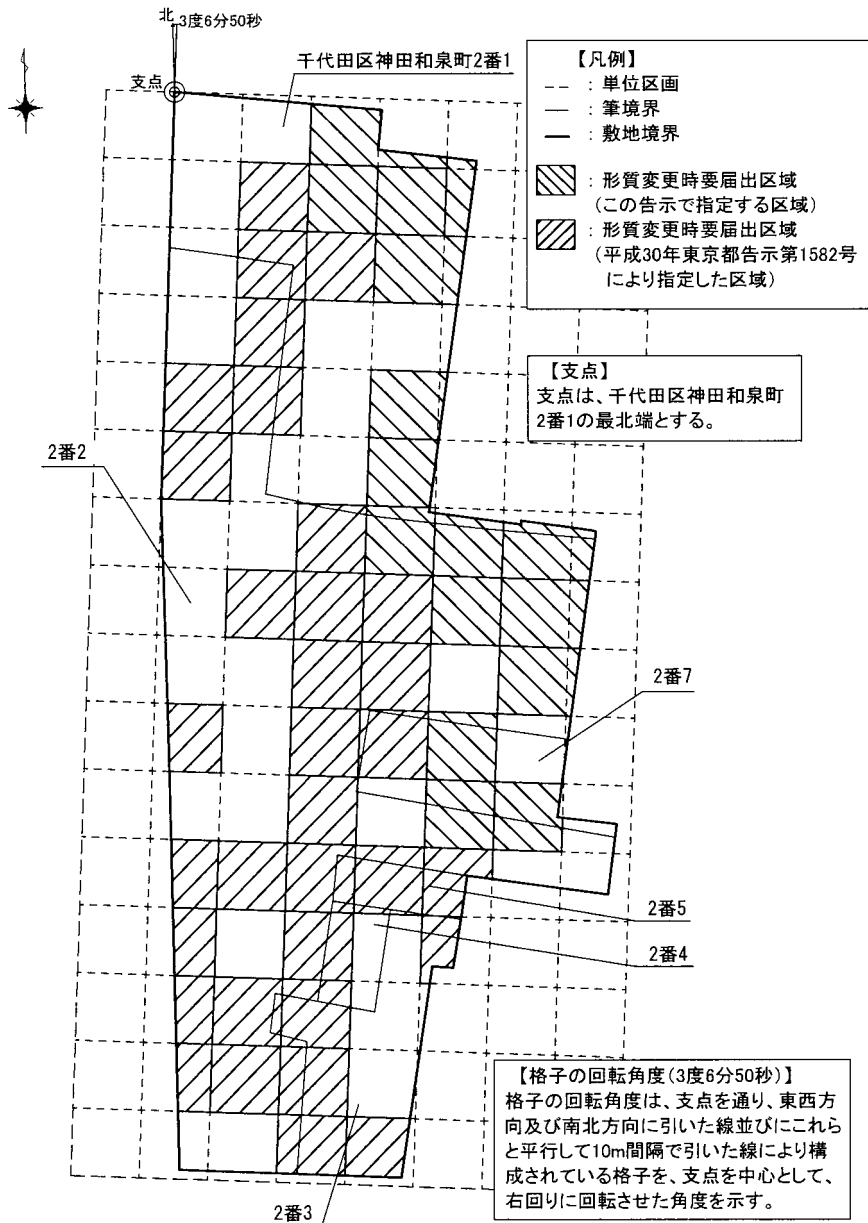
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年七月十二日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（千代田区神田和泉町地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別 図



●東京都告示第二百二十二号  
 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条  
 第二項の規定により、平成三十一年東京都告示第四十七号  
 により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第  
 三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次  
 のとおり告示する。

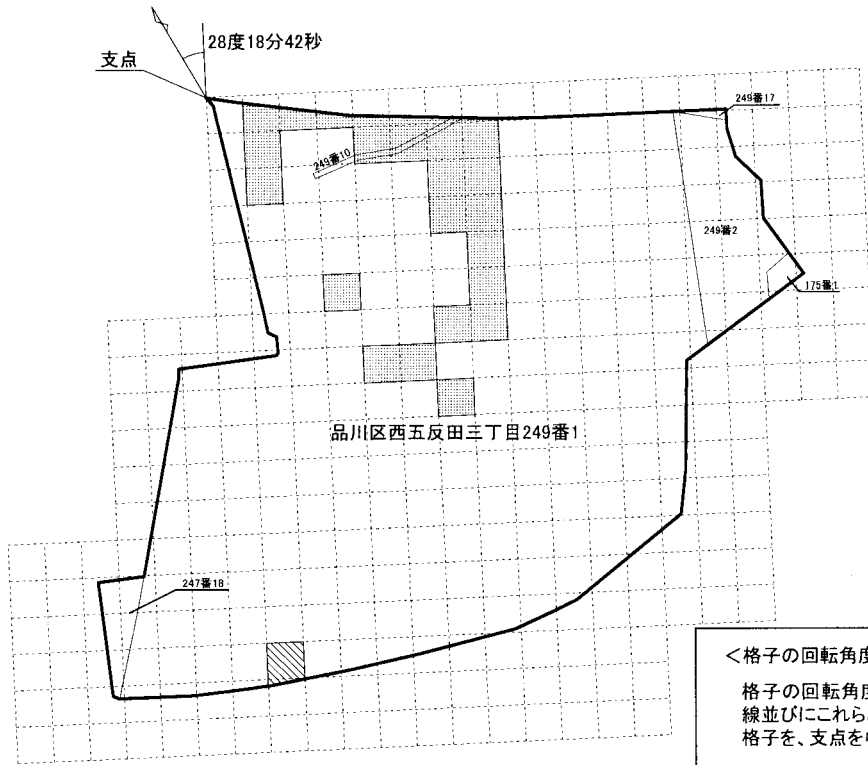
令和元年七月十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（品川区西五反田  
 三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十  
 九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準  
 に適合していなかった特定有害物質の種類 六価クロム  
 化合物、水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物  
 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特  
 定有害物質の種類 水銀及びその化合物並びに鉛及びそ  
 の化合物  
 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



<凡例>

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- 指定を解除する区域
- 形質変更時要届出区域 (令和元年東京都告示第139号により指定した区域)

<支點>  
品川区西五反田三丁目249番1の最北端とする。

<格子の回転角度(28度18分42秒)>  
格子の回転角度は、支點を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支點を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第二百二十三号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設を臨時に休場する。ただし、STAR ISLAND 2019が中止となった場合は、休場しない。

令和元年七月十二日

東京都知事 小池 百合子

- 一 種類 橋りょう附帯施設(遊歩道)
- 二 名称 レインボーブリッジ橋りょう附帯施設
- 三 休場日時 令和元年七月二十日午後六時から午後九時まで
- 四 理由 STAR ISLAND 2019の実施に伴う混雑及び事故防止のため

告 示 ( 労 )

●東京都労働委員会告示第六号

地方公営企業等の労働関係に関する法律(昭和二十七年法律第二百八十九号)第五条第二項の規定により、同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条第一号に規定する者の範囲を認定したので、次のとおり告示する。

令和元年七月十二日

東京都労働委員会

- 一 地方公営企業の名称 東京都水道局
- 二 労働組合の名称 (一) 全水道東京水道労働組合 (二) 東京水道労働組合

三 労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲

勤務箇所

本局

労働組合法第二条第一号に規定する者

次長、技監及び理事

部長及び担当部長

課長、隊長、担当課長及び専門課長

総務部総務課課長代理(秘書担当)、課長代理(秘書事務担当)、課長代理(調整担当)、課長代理(総務担当)、課長代理(文書担当)及び課長代理(法務担当)

総務部主計課課長代理(財務担当)、課長代理(経営管理担当)、課長代理(財務調査担当)、課長代理(改革推進担当)、課長代理(出資法人担当)、課長代理(予算担当)及び課長代理(予算調査担当)

総務部企画調整課課長代理(企画調整担当)

職員部人事課課長代理(管理担当)、課長代理(人事担当)、課長代理(人事調査担当)、課長代理(給与担当)及び課長代理(コンプライアンス推進担当)

職員部労務課課長代理(労務担当)及び課長代理(労務調査担当)

職員部監察指導課課長代理(服務指導総括担当)、課長代理(服務指導担当)、課長代理(業務指導総括担当)及び課長代理(業務指導担当)

多摩水道改革推進本部 本部長、部長、担当部長、課長、担当課長及び専門課長

給水管理事務所 所長及び課長

給水事務所 所長

研修・開発センター 所長及び課長

水運用センター 所長及び課長

水質センター 所長及び課長

水源管理事務所 所長、課長及び専門課長

取水管理事務所 所長

貯水池管理事務所 所長

支所 支所長及び課長

営業所 所長

浄水管理事務所 所長及び課長

浄水場 場長

建設事務所 所長及び課長

四 認定年月日 令和元年六月十八日

告 示 (交)

●交通局告示第一号

東京都乗合自動車IC一日乗車券の発売等に関する規程(平成十九年交通局規程第七号。以下「規程」という。)第四条第二項の規定により、東京都乗合自動車IC一日乗車券(以下「バスIC一日券」という。)の旅客運賃の特例を告示する。

令和元年七月十二日

東京都交通局長 土 潤 裕

令和元年七月十三日から同年八月三十一日までの期間に発売するバスIC一日券(規程第五条第一号に規定する大

人の使用に供するものに限る。)を所持する旅客が同伴する小児の旅客運賃は、二人までは無料とする。

●交通局告示第二号

東京都地下高速電車記念一日乗車券を次のように発売する。

令和元年七月十二日

東京都交通局長 土 潤 裕

一 記念乗車券の名称

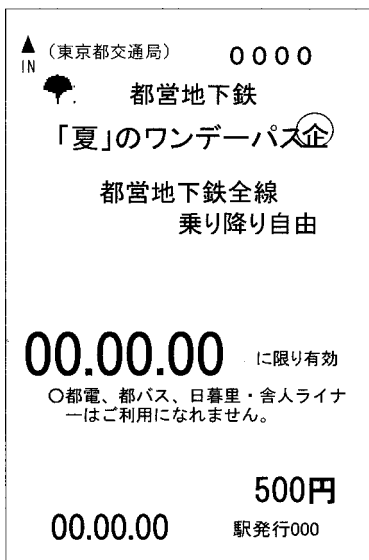
都営地下鉄「夏」のワンデーパス

二 記念乗車券の種類及び運賃

東京都地下高速電車記念一日乗車券 大人 五百円、小児 二百五十円

三 記念乗車券の様式

(一) 大人用



(二) 小児用

▲ IN (東京都交通局) 0000  
 都営地下鉄  
 「夏」のワンデーパス企  
 都営地下鉄全線  
 乗り降り自由

00.00.00 に限り有効  
 ○都電、都バス、日暮里・舎人ライナ  
 ーはご利用になれません。

250円  
 00.00.00 駅発行000

四 記念乗車券の発売期間

令和元年七月十三日から同年八月三十一日までの東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日及び同月十三日から十六日までとする。

五 記念乗車券の効力

発売日一日に限り、都営地下鉄に何回でも乗降車することができ。

六 記念乗車券の発売場所

都営地下鉄の各駅(押上駅、目黒駅、白金台駅、白金高輪駅及び新宿線新宿駅を除く。)

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年七月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

許可を受けた者の住所及び氏名

調布市深大寺元町三丁目四番三十及び同番三十五の各一部、七番三から同番五まで、同番十七並びに同番二十一

西東京市芝久保町四丁目二十六番三号

株式会社東栄住宅

代表取締役 西野 弘

清瀬市中里五丁目十四番二、千二百二十三番、同番地先及び千二百二十四番二

西東京市東伏見三丁目八番十三号

ティーアラウンド株式会社

代表取締役 大橋 博範

西東京市栄町一丁目五百七十六番一

新宿区西新宿一丁目二十二番二号

ミサワホーム不動産株式会社

代表取締役 岡村 康晴

狛江市東野川三丁目四百二十三番一、同番八、同番九、同番十の一部、同番十一及び同番十二

神奈川県川崎市多摩区宿河原二丁目二十六番一号

株式会社TAKI HOUSE

代表取締役 奥山 武志

西東京市泉町三丁目七百四十二番一

西東京市東伏見三丁目六番十九号

タクトホーム株式会社

代表取締役 小寺 一裕

発行

東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号 163-8001

定価 本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

